

○茨城県公安委員会苦情処理規程

平成13年5月16日

公安委員会規程第4号

〔沿革〕 平成31年4月公安委員会規程第1号、令和5年8月第2号改正

茨城県公安委員会苦情処理に関する規程を次のように定める。

茨城県公安委員会苦情処理規程

（趣旨）

第1条 この規程は、茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対してなされた警察職員の職務執行についての苦情（以下「苦情」という。）の処理に関し、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）及び苦情の申出の申出の申出の手続に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（苦情の受理）

第2条 規則第2条の苦情申出書（以下「苦情申出書」という。）は、警務部総務課公安委員会補佐室のほか、警察本部及び警察署の苦情担当部署においても受け付けるものとする。

2 前項の苦情申出書を受理したときは、公安委員会宛て苦情受理簿（別記様式第1号。以下「苦情受理簿」という。）及び公安委員会宛て苦情受理票（別記様式第2号。以下「苦情受理票」という。）に所要の事項を記載するものとする。

3 警察本部の苦情担当部署の長及び警察署長は、苦情申出書を受理したときは、苦情受理票の写し及び当該苦情申出書を警務部総務課公安委員会補佐室長（以下「補佐室長」という。）に送付するものとする。

（公安委員会への報告）

第3条 補佐室長は、苦情申出書を受理し、又は苦情受理票の写し及び苦情申出書の送付を受けたときは、速やかに公安委員会に報告するものとする。

（苦情の処理）

第4条 公安委員会は、前条の報告を受けたときは、茨城県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を行わせるとともに、調査が不十分であると認められる場合等は、必要に応じて苦情処理に関する指示を行うものとする。

2 本部長は、公安委員会の指示に従い、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を採り、これらの結果を公安委員会宛て苦情処理票（別記様式第3号）により公安委員会に報告するものとする。

(定型的な処理等が可能な苦情の取扱い)

第5条 本部長は、定型的な処理その他迅速な処理が可能な苦情に係る苦情申出書を受理したときは、前2条の規定にかかわらず、公安委員会への受理の報告の前に、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を講じ、これらの結果の報告と併せて受理の報告をすることができる。

(処理結果の通知)

第6条 法第79条の規定に基づく処理結果の通知文書には、次の各号に掲げる事項のうち、申出の内容に応じて必要な事項を記載するものとする。

- (1) 苦情に係る事実関係
- (2) 苦情の対象である職務執行に関して問題点がある場合は、問題点と講じた措置
- (3) その他苦情申出に関連する事項

2 法第79条第3項の規定による通知は、郵送、手渡し等の方法により行うものとする。

(苦情が他の都道府県警察の職員に係るものであった場合の措置)

第7条 公安委員会は、苦情申出書に記載された内容が他の都道府県警察の職員に係るものである場合は、文書により申出者にその旨を教示するものとする。

(苦情申出書によらない苦情の処理)

第8条 公安委員会に対する苦情申出書によらない苦情については、原則として苦情申出書による苦情に準じて処理するものとする。

2 前項の苦情の処理結果の通知は、文書その他適当と認められる方法により行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、通知しないものとする。

- (1) 申出が茨城県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。
- (2) 申出者の所在が不明であるとき。
- (3) 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行ったと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。
- (4) 申出者が通知を求めていると認められるとき。
- (5) 申出者の氏名が明らかでないとき。

第9条 この規程に定めるもののほか、公安委員会に対する苦情の処理に関し必要な事項は、本部長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月18日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月10日公安委員会規程第2号)

この規程は、令和5年8月10日から施行する。